

骨子案 入所・地域生活支援専門部会担当分野

分野（大分類）	施策の方向性（中分類）	現状・課題及び取組の方向性	数値目標等
8 様々な視点から取り組むべき事項	<p>(1) 人材の確保・定着</p> <p>(1) 人材の確保・定着 障害の特性及び障害のある人のニーズに応じたサービス提供体制を構築するため、ホームヘルパー等の福祉職の養成・確保と医学的リハビリテーションに従事する医師の確保、理学療法士等のリハビリテーション専門職の充実や資質の向上に努めます。</p> <p>(2) 高齢期に向けた支援 高齢期に向けた支援については、国における地域の居住支援やサービス提供体制の在り方の検討状況を注視しながら検討を進めます。</p> <p>(3) 保健と医療に関する支援 障害は、人の一生を通じて様々な時期に発生します。家族や本人が障害の状況を正しく認識し、適切な医療サポートを受けることが重要となります。また、障害のある人が地域で安心して暮らしていく社会づくりを進めるためには障害のある人に関する健康づくり・医療・福祉施策の総合的な連携体制の充実に取り組んでいくことが重要です。身近な地域で必要なリハビリテーションを受けられるよう地域リハビリテーション体制等の充実を図ります。定期的に歯科健診や歯科医療を受けることが困難な障害のある人に対して、巡回歯科診療車による定期的な歯科健診・歯科保健指導を実施します。総合難病相談支援センター及び県内8箇所に設置した地域難病相談支援センターを拠点として、相談支援の実施、患者家族の交流促進、難病への理解促進等を図ります。</p> <p>(4) スポーツと文化芸術活動に対する支援 東京2020パラリンピック競技大会を契機として促進された、障害のある人へのスポーツの普及や障害のある人がスポーツを行うことができる環</p>	<p>(1)</p> <p>【I 現状・課題】 多様なニーズに適切に対応できる質の高い福祉・介護・保健・医療従事者等の養成と確保が課題となっている。</p> <p>【II 取組の方向性】 福祉・介護人材について、障害特性に応じたサービスが提供できる体制を整えるため、各種人材養成に努め、必要となる人材の確保を図るとともに、資質向上に努める。</p> <p>(2)</p> <p>【I 現状・課題】 共生型サービスの円滑な利用を促進し、障害のある人のニーズ、地域の実情に応じた対応をすることが求められている。</p> <p>【II 取組の方向性】 高齢期の障害のある人が、障害の特性に応じたサービスを円滑に利用できるよう、共生型サービス事業所の設置促進に努める。</p> <p>(3)</p> <p>【I 現状・課題】 リハビリテーションの視点から関係機関等の支援体制の整備を図る「地域リハビリテーション」の取組みを進めていくとともに、地域で歯科健診や歯科治療、歯科保健指導などを受けることができる環境づくりが求められている。</p> <p>【II 取組の方向性】 地域リハビリテーション広域支援センターの体制整備を図り、保健・医療・福祉等の関係機関をつなぐ、有機的な連携体制の整備・推進を図る。また、障害を持つ人への口腔ケアや摂食嚥下指導の重要性について周知するとともに、施設職員等に対して研修を行うなど、資質の向上に努める。</p>	<p>← (1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護従事者の養成(強度行動障害を除く) 県独自 ・同行援護従事者の養成 県独自 ・強度行動障害支援者の養成 県独自 ・都道府県による相談支援専門員研修(初任者・現任・主任)及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)修了者数の見込み【再掲】 厚労省指針 ・都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【再掲】 厚労省指針 ・医師及び看護師の確保定着 県独自 ・福祉・介護人材確保対策事業の事業数 県独自 <p>← (3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設及び障害児入所施設の歯科健診実施率 県独自

<p>境づくりについて、県障害者スポーツ大会の開催及び全国障害者スポーツ大会への選手派遣を通じ、より一層取り組んでいきます。国のスポーツ行政の一元化も踏まえ、選手の育成強化に努めます。また、様々な機会を通じて指導者の資質の向上に努めます。身近な地域での文化芸術活動に親しむために、参加・発表の機会の確保と参加者の拡大に努めます。障害のある人が、生涯にわたり教育や文化芸術、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、生涯学習を支援するための方策を講じていきます。</p> <p>(5) 住まいとまちづくりに関する支援</p> <p>障害のある人が、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進します。また、鉄道駅、道路や建築物などの公共施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザインのより一層の普及に努めます。</p> <p>(6) 暮らしの安全・安心に関する支援</p> <p>障害のある人が、地域社会の中で安全で安心して暮らせるよう、防犯・防災対策の推進、犯罪被害者等の支援に努めます。また、悪質商法などの消費者被害を防止するために、市町村、関係機関等と連携して、障害のある人を地域で守る仕組みづくりを推進します。</p> <p>(7) 障害のある人に関するマーク・標識の周知</p> <p>行政・民間団体等により設けられている各種の障害のある人に関するマークは、バリアフリー等に対応したルールや障害のある人への支援の必要性を伝えると同時に、障害のある人の理解を促す「心のバリアフリー」につながるものであり、これらのマークの県民への周知・普及と理解の促進を図ります。</p>	<p>(4) スポーツと文化芸術活動に対する支援</p>	<p>(4)</p> <p>【I 現状・課題】</p> <p>生涯にわたり、教育やスポーツ、芸術文化などの様々な機会に親しめるよう支援していく必要がある。</p> <p>【II 取組の方向性】</p> <p>障害のある人が、県内の広い地域で気軽にスポーツ活動に親しめる環境づくりを促進する。また、障害者芸術文化活動支援センターを中心に障害のある人の芸術文化活動の支援を行うなどし、生涯にわたり、教育やスポーツ、芸術文化などの様々な機会に親しむことができるよう、生涯学習を支援するための方策を講じていく。</p>	<p>◀ (4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツの指導者数 県独自 <p>(5)</p> <p>【I 現状・課題】</p> <p>公共施設等や住まいのバリアフリー化を推進していくとともに、「心のバリアフリー」を一層推進していく必要がある。</p> <p>【II 取組の方向性】</p> <p>公共施設等や住まいのバリアフリー化に努めていくとともに、「障害者条例」に基づく活動や、障害当事者をはじめとする県民が主体となつた取組を進めることにより「心のバリアフリー」を一層浸透させていく。</p>
		<p>(6)</p> <p>【I 現状・課題】</p> <p>要配慮者、避難行動要支援者に対する避難支援や、福祉避難所の確保について市町村の取組を促すことが必要である。また、避難所のバリアフリー化や避難所において障害のある人が必要な物資の入手、障害特性に応じた支援を得ることができるよう体制の整備が必要である。</p> <p>【II 取組の方向性】</p> <p>「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」、「災害時における避難所運営の手引き」等をもとに、障害のある人などの要配慮者に係る市町村の取組を促していく。</p>	<p>(6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画を作成した市町村数 県独自 ・日常生活自立支援事業利用者数 【再掲】 県独自